

コミュニティバスにゆ~す 1

▶問い合わせ 交通政策課 ☎ 73-3055

三豊市では、12路線のコミュニティバスを運行しています。このコーナーでは、コミュニティバスの豆知識や、おすすめコースについて紹介していきます。

知ってますか? コミバス豆知識

■乗車料金

- 目的地まで100円です。
- 降車時に、「現金」か「回数券」または「乗継乗車券※」を運賃箱に投入してください。
- 小学生未満の子どもは、同伴の大人がいる場合は無料です。

安い

■乗継乗車券*

- 乗継バス停で乗り継ぐ場合は、乗継乗車券を発行します。(発行日当日に限り有効)
- 降車時に、運転手に申し出てください。(乗継バス停は14カ所あります)



無料

■時刻表

- バス車内のほか市役所本庁および各支所でも配布しています。



便利

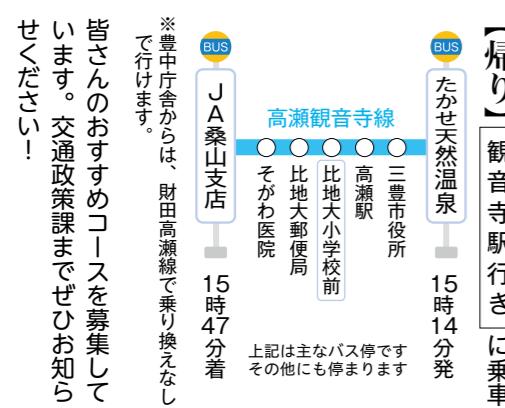
バス停乗降者数ランキングベスト20

334カ所のバス停のうち、乗降者数が最も多いバス停は大浜バス停で、1カ月あたり2,866人が利用しています。
10位以内には、乗継バス停に指定されているバス停(★)7カ所がランクインしています。

表:バス停別乗降者数ランキングトップ20(令和2年6月調査)

順位	バス停名称	乗降者数(人)			バス停を経由する路線
		乗車数	降車数	合計	
1	大浜★	1,445	1,421	2,866	詫間線他3路線
2	詫間駅★	1,351	1,191	2,542	詫間線他4路線
3	三豊市役所★	910	866	1,776	高瀬線他5路線
4	仁尾戸舎★	857	849	1,706	仁尾線他2路線
5	観音寺駅★	882	736	1,618	仁尾線他2路線
6	ゆめタウン★	777	760	1,537	財田高瀬線他2路線
7	観音寺総合高校前	593	799	1,392	仁尾線他2路線
8	ピカソ詫間店★	688	635	1,323	詫間線他4路線
9	観音寺第一高校口	252	570	822	仁尾線他2路線
10	詫間庁舎	381	389	770	詫間線他2路線

*乗継バス停



今月のおすすめコース
ピックアップ
「たかせ天然温泉」へ行こう!

順位	バス停名称	乗降者数(人)			バス停を経由する路線
		乗車数	降車数	合計	
11	山本庁舎★	396	298	694	山本線 財田観音寺線
12	マルナカ山本店	351	336	687	山本線 財田観音寺線
13	琴平駅	357	309	666	山本線 財田観音寺線
14	仁尾町文化会館	343	204	547	仁尾線 高瀬仁尾線
15	三豊総合病院	257	278	535	仁尾線 山本線
16	ピカソ浜田店	245	218	463	高瀬仁尾線 詫間三野線
17	永康病院	175	260	435	詫間線他2路線
18	竹田西	148	271	419	豊中仁尾線
19	岩崎病院	134	258	392	詫間線他5路線
20	豊中庁舎★	176	195	371	財田高瀬線他2路線

お知らせ

都市計画区域マスタープランを改定します

▶問い合わせ 都市整備課 ☎ 73-3048 / 県都市計画課 ☎ 087-832-3557

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に基づく法定計画であり、市町を越える広域的な見地から、区域区分や土地利用などの都市づくりの基本方針を示すものです。都市計画区域ごとに、県が概ね20年後の都市の姿を展望した上で策定します。県では、既存のマスタープランが目標年を迎えるため、内容を見直し、次期計画を策定する予定です。また、今回の改定で三豊市の都市計画区域が変更になります。その内容を市民の方々に説明するため、説明会と公聴会を開催します。

【高瀬会場】
日時 令和3年1月6日(水)
場所 三野町生涯学習センター
危機管理センター

【説明会】
日時 令和3年1月6日(水)
場所 三野会場
危機管理センター

【公聴会】
日時 令和3年1月26日(火)
場所 危機管理センター
※傍聴したい人は直接会場へお越しください。なお、傍聴人は発言できません。
※公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。

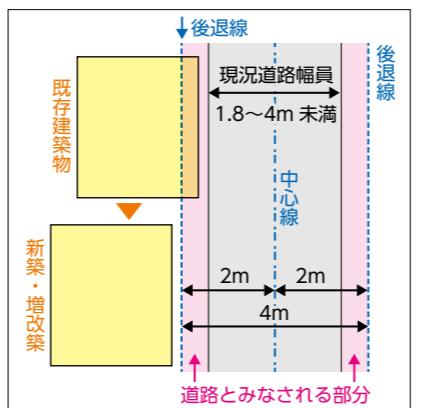
期間 令和3年1月5日(火)午前8時30分～午後5時15分
場所 都市整備課
県都市計画課
※公聴会に出席して意見を述べたい(公述)場合は、原案閲覧場所にある公述申出書の提出が必要です。

原案の閲覧・公述の申し出

これだけは知っておきたい都市計画 vol.1

令和3年5月31日に予定している都市計画区域の再編によって、高瀬町の一部(高松自動車道を境として西側に位置する地域)および三野町が新たに区域に編入されます。都市計画区域内に指定されると、家の建築(増改築)を行う場合には、いくつかのルールを守る必要があります。このコーナーでは、そのルールを紹介していきます。

都市計画区域内で家を建てる場合の決まりごと～接道義務について(セットバック)～



建築基準法では、建築物を建築する際、公道・私道の別を問わず建築物の敷地は原則、幅員4m以上の道路に2m以上接する必要があると規定されています。ただし例外として、すでに建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道路に2m以上面する敷地については、道路の中心線から2m下がって(セットバック)後退線よりも敷地側に建築物を計画することにより建築(増改築)が可能となります。

セットバックした土地は、災害時における避難路の確保や円滑な消火活動、救命活動などの防災性の確保といった役割を果たすものであり、空地として維持する必要があるため、門やフェンスなどを建築することはできません。

さらに三豊市では、通行の妨げになるような植木鉢やプランターの設置や駐車場としての利用などについても控えていただくようお願いしています。

▶問い合わせ 都市整備課 ☎ 73-3048